

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

社会福祉法人ちいさがた福祉会の令和6年度決算終了時において、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は存在していない。

2. 重要な会計方針

- (1) よるべき会計の基準 社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日付 老発0727第1号）による。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法としているが、平成26年度末現在該当する有価証券は保有していない。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、建物付属設備ならびに器具備品等有形固定資産・・・定額法により財務諸表においては累計額で表示している。
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。
 - リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
 - 賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給与引当金
 - 長野県従事者退職共済制度への施設負担掛金相当額を引当金として計上。
 - 福祉医療機構の継続加入者以外の職員については、国庫補助相当額を法人本部にて積立資産に計上し同額を引当金に計上。

3. 重要な会計方針の変更

平成25年度より、前記「(1) 会計の基準」のとおり社会福祉法人会計基準へ移行している。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉・医療機構への退職共済制度と、県民間社会福祉従事者退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の3様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (3) 各拠点区分ごとの作成書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (4) 各拠点区分と各拠点におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点区分
 - 「法人本部サービス区分」
 - 「ヘルパー養成講座サービス区分」
 - イ 特別養護老人ホーム ころこ拠点区分
 - 「特別養護老人ホーム ころこサービス区分」
 - 「ころこ短期入所生活介護サービス区分」
 - 「ころこデイサービスセンターサービス区分」
 - 「居宅介護支援 介護相談所くろみサービス区分」
 - 「共生型短期入所生活介護 ころこサービス区分」
 - ウ 特別養護老人ホーム フォーレスト拠点区分
 - 「特別養護老人ホーム フォーレストサービス区分」
 - 「フォーレスト短期入所生活介護サービス区分」
 - 「フォーレストデイサービスセンターサービス区分」
 - 「グループホームフォーレストサービス区分」
 - 「宅老所なごみサービス区分」
 - エ 小規模多機能型居宅介護事業所拠点区分
 - 「小規模多機能型居宅介護事業所和光サービス区分」
 - 「小規模多機能型居宅介護事業所ともがきサービス区分」
 - オ 居宅介護事業所拠点区分
 - 「居宅介護支援事業サービス区分」
 - カ 障害福祉サービス事業所 さんらいずホール拠点区分
 - 「就労支援事業サービス区分」
 - 就労移行支援区分、就労継続支援Bらくどう区分、就労継続支援Bくらら区分
 - 就労継続支援Bさんらいず区分
 - 「障害福祉サービス事業サービス区分」
 - 自立訓練（生活訓練）、生活介護、グループホーム、ケアホーム、相談センター
 - 地域生活支援
 - キ 障害福祉サービス事業所 ナナール拠点区分
 - ク 訪問看護ステーションちいさがたの家拠点区分
 - 「訪問看護ステーションちいさがたの家サービス区分」